



引っ越しシーズン 必要な手続き

手続きは市民課各窓口で一括

市外への転出、市外からの転入、市内での転居の際に必要な手続きをお知らせします。

主な手続き	届け出の内容 持 は持ってくるもの	
	転出	転入
転出・転入・転居届	転出届(あらかじめ届出ができます) 持 本人確認書類	転入届(転入してから14日以内) 持 前住所地の転出証明書、本人確認書類、マイナンバーカード(手続きの詳細は市民課へお問い合わせください)
国民健康保険 後期高齢者医療保険	転出届提出時にご案内します。 持 資格確認書など、マイナンバーカードか通知カード(国保は世帯主も)、本人確認書類 〔※就学のために転出する学生は、申請により 本市の資格確認書 などが発行できます。 持 在学証明書か学生証〕	転入届提出時にご案内します。 持 本人確認書類
国民年金 ※マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者の場合は原則、届出は不要です。 マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない人やマイナンバーを有していない(海外居住者、短期在留外国人など)場合は、届出が必要です。	第1号被保険者(自営業の人、学生など)・ 公的年金を受給している人 →転出先で手続きをしてください。 第3号被保険者 →配偶者の勤務先を通じて手続きをしてください。	第1号被保険者・公的年金を受給している人 →住所変更届を提出してください。 持 基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)またはマイナンバーカードか通知カード 第3号被保険者 →配偶者の勤務先を通じて手続きをしてください。
介護保険	要支援・要介護認定を受けている人は、本市で受けていた要支援・要介護認定を転出先へ引き継ぐために住所変更の手続きが必要です。 持 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、転出者の通帳、認印	要支援・要介護認定を受けている人は、転入後14日以内に認定の手続きが必要です。手続きの詳細は長寿保健課へお問い合わせください。
児童手当	受給者が転出すると、本市での児童手当の受給資格が消滅しますので「受給事由消滅届」を提出してください。 転出先で受給するには、転出予定日から15日以内に、転出先へ「認定請求書」を提出してください。	前住所地でもらった転出証明書に記載の転出予定日から15日以内に認定請求をしてください。 持 来庁者の本人確認ができる書類 受給者名義の通帳、受給者と配偶者のマイナンバーが確認できる書類 ※その他の書類が必要になる場合があります。
児童扶養手当	住所変更の手続きが必要です。 持 児童扶養手当証書(手当が全部停止の場合は証書はありません) ※転出先で新規に認定請求する場合は、転出先にお問い合わせください。	前住所地から引き続き受給資格のある人と、本市で新たに認定請求する人では必要書類が異なります。詳しくは担当課へお問い合わせください。
障害者手帳 身体障害者手帳／療育手帳／ 精神障害者保健福祉手帳	転出先の市区町村で住所変更の手続きが必要です。その際、各種障害者手帳とマイナンバーカードか通知カードなどが必要です。詳しくは転出先にお問い合わせください。	住所変更の手続きが必要です。 持 各種障害者手帳、マイナンバーカードか通知カードなどが必要です。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

○オンラインでの転出の届け出(引越しワンストップサービス)

本市から市外への転出届は、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能です。
このサービスを利用する人は、転出に当たり本市への来庁が原則不要となります。
※転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。



○上下水道の使用開始、中止などの手続きについては、香川県
広域水道企業団東讃ブロック統
括センターお客様センターへご
連絡ください。
(TEL0879-23-7071)



本人確認にご協力を!

住民異動届出や証明発行のときに本人確認を行います。マイナンバーカード、運転免許証やパスポートなど、官公署発行の写真付き証明書を1点か健康保険資格確認書や年金手帳などを2点以上提示ください。



届け出の内容 持 は持ってくるもの	(市外局番0879)
転居	担当課
転居届(転居してから14日以内) 持 本人確認書類、マイナンバーカード(住所変更記載のため)、手続きの詳細は市民課へお問い合わせください。	市民課 TEL26-1111
転居届提出時にご案内します。新住所を記載した 資格確認書 などを渡しますので、旧住所の 資格確認書 を返還してください。 持 資格確認書 、マイナンバーカードか通知カード(国保は世帯主も)、本人確認書類	長寿保健課 TEL26-1360
第1号被保険者・公的年金を受給している人 →住所変更届を提出してください。 持 基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)またはマイナンバーカードか通知カード	
第3号被保険者 →配偶者の勤務先を通じて手続きをしてください。	
新住所を記載した介護保険被保険者証を発行しますので旧住所の被保険者証を返還してください。 ※介護保険負担限度額認定証、介護保険負担割合証をお持ちの人は併せて返還してください。	こども家庭課 TEL26-1229
児童との別居などで世帯構成が変わると、手続きが必要になる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。	
住所変更の手続きが必要です。内容によって必要書類が異なるので、詳しくはこども家庭課へお問い合わせください。 持 児童扶養手当証書(手当が全部停止の場合は証書はありません)	福祉課 TEL26-1228
住所変更の手続きが必要です。 持 各種障害者手帳、マイナンバーカードか通知カード	

○住民票を移さないまま市外に居住している場合、本市の選挙人名簿に登録されて入場券が届いても投票はできません。
○市長や市議の選挙の場合は市外に転出したときから、知事や県議の選挙の場合は県外に転出したときから、投票できなくなります。

問合先 選挙管理委員会(総務課内) TEL26-1214



ごみの分け方・ごみの出し方は
ホームページなどで確認してください。

